

問23

補償給付

現在、障害補償費をもらっていますが、最近病状が悪くなってきました。等級を上げて欲しいと思いますがどうしたらいいですか。

答

障害補償費の額の改定請求をすることができます。病状が悪化し、障害の程度が重くなったと思われる場合には、愛知県知多保健所にご相談ください。

診査で、障害の程度が重くなったと認められた場合は、請求された日の翌月分から障害補償費の額が改定されます。



問24 補償給付

現在、級外ですが、病状が悪化したので障害補償費の請求をすることができますか。

答 病状が悪化し、その状態が継続し、一定の障害の程度に該当すると思われる場合には、障害補償費の請求をすることができますので、愛知県知多保健所にご相談ください。

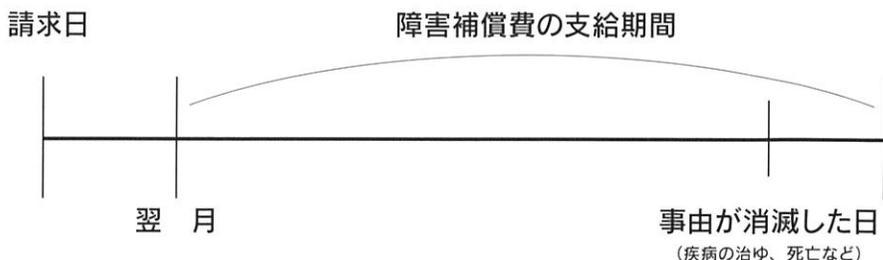
診査で、障害の程度が重くなつたと認められた場合は、請求された日の翌月分から障害補償費が支給されます。

問25 補償給付

障害補償費の支給期間はどのようになっていますか。

答 障害補償費の支給期間は、請求があった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月までです。

「支給すべき事由が消滅した」とは、被認定者の認定疾病が治った場合、認定を辞退した場合、級外になった場合や死亡した場合などです。



問26 補償給付

遺族補償費とはなんですか。

答 遺族補償費は、被認定者が、認定疾病に起因して死亡した場合に、被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族の請求に基づき、支払われるものです。認定疾病に起因して死亡したか否かについては愛知県公害健康被害認定審査会の意見をきいて決定されます。

遺族補償費の額は、毎年度、労働者の賃金水準、被認定者が死亡しなければ通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、性別・年齢階層別に区分して遺族補償標準給付基礎月額が定められています。

遺族補償費の支給期間は10年間と定められています。

なお、支給日につきましては39ページを参照してください。

問27 補償給付

遺族補償費は誰がもらえますか。

答 遺族補償費は、被認定者の死亡の当時、死亡した被認定者によって生計を維持されていた方に支給されるもので、次の1～6のいずれかに該当する者のうち、最も上位の方に支給されます。

- 1 妻又は60歳以上の夫（事実上の婚姻関係を含む。）
- 2 60歳以上又は18歳未満の子
- 3 60歳以上の父母
- 4 60歳以上又は18歳未満の孫
- 5 60歳以上の祖父母
- 6 60歳以上又は18歳未満の兄弟姉妹

なお、遺族補償費受給中に受給者が18歳に達した場合、配偶者が再婚した場合、死亡した場合などには、その時から次の順位の方に対して遺族補償費が支給されます。

問28 補償給付

遺族補償費をもらえなくなるのは、どんなときですか。

答 遺族補償費は、支給開始から10年を経過したときに支給終了となります。

また、受給されている方が次の1～5に該当することになった場合は、受給資格がなくなりますので、愛知県知多保健所に遺族補償費不支給事由該当届をすみやかに提出してください。

- 1 死亡したとき。
- 2 婚姻（届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）をしたとき。
- 3 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが事実上養子縁組と同様の事情にある者を含む。）となったとき。
- 4 離縁によって、死亡した被認定者との親族関係が終了したとき。
- 5 子、孫又は兄弟姉妹であつて、18歳に達したとき。

遺族補償費の受給資格の確認のため、毎年4月に戸籍謄本を愛知県環境部環境政策課へ提出してください。